

令和2年第2回津島市議会定例会で可決された「津島市新型コロナウイルス感染症対策事業」の概要をお知らせします。



事業名	事業概要	担当課
1. 1人1台タブレット事業	国のGIGAスクール構想により、全小中学校の児童および生徒に1人1台タブレットを整備します(小中学校:4,214台)。	学校教育課
2. 修学旅行支援事業	春に予定していた修学旅行を延期したことにより発生した費用等を市が負担します。	学校教育課
3. 学校再開安全対策事業	学校教育活動等の実施にあたり、感染症対策等を徹底しつつ子どもたちの学習環境を保障するため、空気清浄機や非接触型体温計等を購入し、夏季熱中症対策として配膳室のエアコンを設置します。	学校教育課
4. 学校保健衛生用品等整備事業	児童生徒の集団感染のリスクを避けるため、学校に対して保健衛生用品として、消毒液、マスク等の整備に必要な経費を支援します。	学校教育課
5. 社会教育施設等安全対策事業	社会教育施設において、大型扇風機を設置し、効率の良い換気を促します。 また、放課後子ども教室においては、大型扇風機の設置とあわせて空気清浄機を設置し、参加児童の安心・安全を確保します。	社会教育課
6. 民間保育所等応援事業	新型コロナウイルスの緊急事態宣言下において、事業継続の要請に協力し、直接的なサービス提供に従事した保育士等のモチベーションを維持し、活動の促進を図ることを目的として、民間保育所等1施設につき10万円の応援金を支給します。	子育て支援課
7. ひとり親世帯臨時特別給付金	子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。 【児童扶養手当受給世帯等への給付】1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】1世帯5万円	子育て支援課
8. 保育所等安全対策事業	1施設(事業)50万円を充てて、感染症予防対策のための物品等を購入します。	子育て支援課
9. 救急隊員感染防止事業	救急隊員等の感染防止ため、オゾン発生装置(ウイルス除菌)を救急車に設置します。	消防本部
10. 準要保護児童等昼食援助費給付事業	新型コロナウイルス感染症対策による小中学校の臨時休業に伴い、準要保護児童生徒の4月・5月分の昼食代を保護者に昼食援助費として給付します。	学校教育課

7月号に掲載した12事業に加え、新たに10事業を追加しました。

津島市健康づくり・飲食店応援券

問合せ 健康づくり・飲食店応援券事務局(津島商工会議所内) ☎28-2800
保健センター ☎23-1551

健康づくり応援券(500円券×4枚)と飲食店応援券(500円券×6枚)の5,000円分を1セットとして3,000円で販売します。

使用期間

10月1日(木)～令和3年1月31日(日)

応援券予約販売期間

9月28日(月)～10月2日(金)

予約販売場所

津島商工会議所、神守支所、保健センター
※詳細は市政のひろば9月号と同時配布するチラシおよび市・津島商工会議所ホームページに掲載します。

市内事業者等応援給付金のご案内

問合せ 産業振興課経済支援G ☎55-9347

新型コロナウイルス感染症の影響により、国等の融資制度を活用した中小企業・小規模事業者等に対し給付金を支給し、事業継続を後押しします。

給付額 10万円(1事業者1回限り)

受付期間 令和2年10月16日(金)まで(当日消印有効)

申請方法 原則郵送での受け付けとなります。

簡易書留等の追跡できる方法でお送りください。

対象者 次の①から④の全てに該当する中小企業・小規模事業者等

①融資を受けた時かつ本応援給付金申請時点において、

【法人】市内に営業所もしくは主たる事務所を有し、
市へ法人設立・開設届が提出されている法人

【個人事業主】市民で事業を営む方または市内で事業を営む方

②市区町村税を滞納していない方

③新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、次のいずれかの融資を受けた方

○セーフティネット保証(4号または5号)または危機関連保証付融資

○日本政策金融公庫が行う次の融資

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付
- ・新型コロナウイルス感染症対策にかかる小規模事業者経営改善資金融資(通称マル経)
- ・セーフティネット貸付
- ・農業者向け融資(農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農林漁業施設資金)

○愛知県が行う新型コロナウイルス感染症対応資金および新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金、
新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金

○民間金融機関が行う農業者向け融資(農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金、既往借入の借換資金)

○商工組合中央金庫が行う危機対応融資

④令和2年1月29日(水)から8月31日(月)までに融資制度の申し込みをした後、融資の決定を受け、融資を受けた方

提出書類等の詳細については、市ホームページをご覧ください。必要に応じてダウンロードしてください。なお、事業概要や申請書等は市役所、神守支所、神島田連絡所でも配布しています。



国民健康保険からのお知らせ

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113



被保険者証の更新について

国民健康保険被保険者証は、2年ごとに更新されますが、現在お使いの保険証の有効期限は8月31日(月)です。新しい保険証は簡易書留郵便で今月中に届くように発送します(ただし、短期証の方は保険年金課の窓口で交付となります)。

保険証が届いたら、住所・氏名などを確認してください。記載事項に変更があれば早急に手続きをしてください。

高額療養費について

高額療養費は、同じ月内に、医療機関窓口で支払った自己負担金のうち、自己負担限度額を超えた額が支給される制度です。該当する方には、個別に通知します。通知を受け取られた方は、申請手続きをしてください。

持ち物 保険証、印鑑(朱肉を使用するもの)、世帯主の口座が分かるもの、個人番号が分かるもの、身分証明書

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証について

国民健康保険加入者が「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示すると、医療費の窓口負担が自己負担限度額までの支払いで済みます。

なお、国民健康保険税を滞納している世帯の方は、交付できない場合があります。

持ち物 保険証、印鑑(朱肉を使用するもの)、個人番号が分かるもの、身分証明書

交通事故にあった場合

交通事故をはじめ、第三者(他人)の加害行為によって傷病(病気・けが)を受けた場合でも、国民健康保険で治療を受けることができます。

なお、加害者と示談する前に必ず市役所に連絡をしてから、届け出るようにしてください。

持ち物 保険証、印鑑(朱肉を使用するもの)、個人番号が分かるもの、事故証明書

出産育児一時金について

国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金として出生児1人につき42万円支給します。

※「産科医療補償制度」に加入している医療機関で、妊娠22週以降の出産(流産または死産も可)の場合です。産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産、または妊娠12週～22週未満での出産の場合は、40万4,000円となります。

出産育児一時金直接支払制度とは

医療機関にて出産育児一時金直接支払制度の手続きをしていただくことにより、市から出産育児一時金を直接医療機関などに支払います。

これにより医療機関などでの支払いは、出産費用から出産育児一時金を差し引いた金額となります。

なお、この制度を利用しなかった場合や、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、出産後に窓口で請求手続きをしてください。

持ち物 保険証、印鑑(朱肉を使用するもの)、領収明細書、母子手帳、直接支払制度合意文書



窓口一部負担金減免制度について

失業等により収入が著しく減少し、一時的に医療機関などへの一部負担金(医療費)の支払いが困難な場合に、その支払いを免除・減額・支払猶予する制度を設けています。

申請には、収入に関する証明書や申告書類等のほか、受診する医療機関の証明を受ける必要があります。

申請期限 減免理由が発生した日から6カ月以内

適用期間 申請日以降の支払いが発生する月を含めて、免除および減額の期間は3カ月以内(再申請により更に3カ月以内を限度に延長可能)、支払猶予のみの適用期間は6カ月以内

介護保険料の納付について

問合 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

介護保険料は前年の所得を基に算定しています。

このたび、令和2年度の保険料額が確定したため、該当の方に8月3日付けで「納入通知書（保険料額決定通知書）」をお送りします。

納付方法は、次のとおりです。

年間を通して普通徴収の方

8月から、今回確定した保険料での納付が始まります。

対象

- ・年金額が年額18万円未満の方や受給年金が老齢福祉年金の方
- ・年度途中(令和2年4月2日以降)に65歳になった方や転入した方

年間を通して特別徴収の方

10月から、今回確定した保険料での年金天引きが始まります。

対象

既に年金から保険料を天引きされている方

現在普通徴収で、8月から特別徴収となる方

8月は仮の保険料で、10月からは今回確定した保険料での年金天引きが始まります。

対象

令和元年12月2日から令和2年2月1日までに65歳になった方、または、同期間に転入し資格を取得した方で、年額18万円以上の年金を受給している方

現在普通徴収で、10月から特別徴収となる方

8月・9月は今回確定した保険料を普通徴収で納付、10月からは年金天引きが始まります。

対象

令和2年4月1日現在で、年金受給額が年額18万円以上の65歳以上の方で、8月までに年金天引きが始まっていない方

普通徴収…納付書または口座振替での納付方法

特別徴収…年金天引きによる納付方法

※天引き対象年金は、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

低所得者介護保険料の負担軽減について

令和元年10月の消費税率引き上げに伴う社会保障の充実により、市民税非課税世帯(第1段階～第3段階)の方の介護保険料額を次のとおり軽減します。

- ・第1段階 2万4,530円→1万9,490円
- ・第2段階 3万1,250円→2万4,860円
- ・第3段階 3万8,300円→3万6,960円

介護保険料の徴収猶予・減免について

特別な理由がある被保険者に対し、条例に基づいて介護保険料の徴収猶予や減免を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したなどの事情で、介護保険料の納付が困難となっている第一号被保険者の方は、高齢介護課へご相談ください。



口座振替のご利用を

普通徴収の方は、口座振替を利用すると便利です。

持ち物

- ・市指定金融機関で手続きする場合
介護保険料の納付書、通帳、通帳印
 - ・市役所で手続きする場合
介護保険料の納付書、通帳、通帳印、キャッシュカード
- ※市役所高齢介護課窓口では、キャッシュカードで、口座振替が簡単に登録できるマルチペイメントシステムをご利用いただけます。

介護保険料を納めないと…

介護保険料は、介護保険サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。介護保険料を納めないでいると、サービスを利用する際に制約を受けたり、利用者負担が重くなる場合があります。

誰もが安心してサービスを受けられるよう、保険料の納付にご理解ください。

ふれあいバス接続便の試験運行を実施します

◆ 運行内容

「大縄住宅」と「西地域防災コミュニティセンター」に設置するふれあいバス接続便の停留所から最寄りのふれあいバスのバス停(Aコース津島神社南)までの区間をタクシー車両を使って予約に応じて乗合運行します。

◆ 利用方法

1. 配車センターに電話予約する(利用の**2時間前**まで)
2. 予約した時間に停留所から乗車 ⇒ Aコース「津島神社南」のバス停で降車
3. ふれあいバスに乗り継ぐ ⇒ 目的地で降車

4. 帰りも同様に電話予約によりAコース「津島神社南」のバス停から乗車

※電話予約では、「乗車日時」「人数」「名前」「乗車する停留所」を伝えます。

※乗車時間は、ふれあいバスとの乗り継ぎができるように決められた「ふれあいバス接続便の時刻表」から選びます。



◆ 試験運行期間

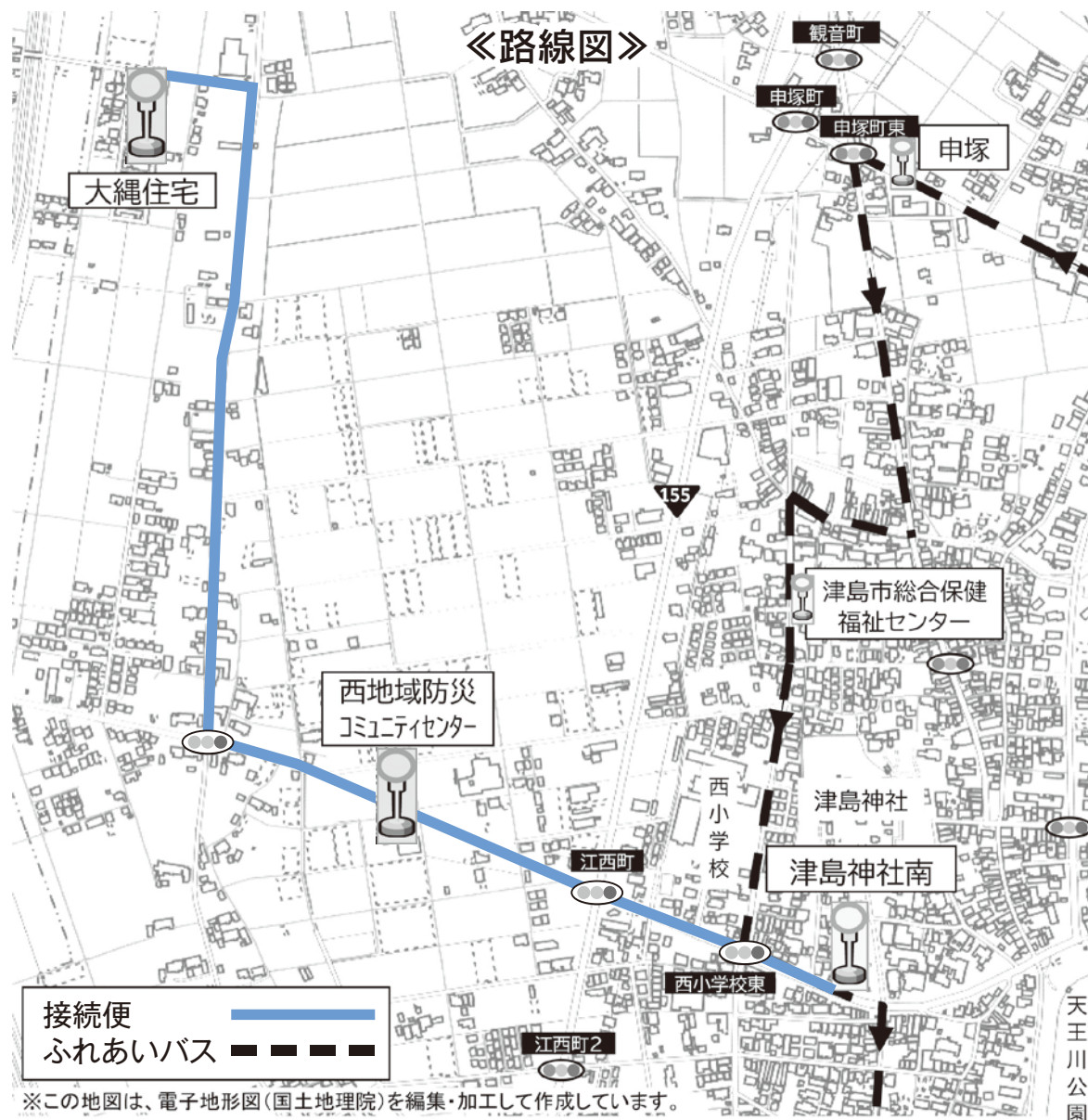
令和2年10月1日から令和3年9月30日まで
(どなたでもご利用いただけます)

◆ 運行日

月～土曜日(祝日も運行)
※日曜日および年末年始
(12月29日～1月3日)は
運休

◆ 運賃

1人1乗車あたり100円
(ふれあいバスとは別料金)



問合せ 企画政策課行政経営G ☎55-9465

9月1日(火)は「防災の日」

8月30日(日)～9月5日(土)は「防災週間」

問合せ 危機管理課危機防災G ☎55-9594



「防災の日」は、大正12年に関東大震災の起きた日です。「防災週間」は、台風、地震などの災害についての知識を身につけ、備えをしてもらうために定められました。

また市では、第3日曜日を「家庭防災の日」としています。ご家庭において毎月定期的に防災・減災について話し合い、災害に備えましょう。

身近な対策の例

- ・ 保存のきく食品や水等の家庭用備蓄品を備えておきましょう。
- ・ 防災訓練などに積極的に参加し、いざというときに備えましょう。



地震が起きたら

- ① **まず身の安全確保を第一に**
揺れを感じたら丈夫な机やテーブルの下に身を隠し、揺れが収まるのを待ちましょう。
- ② **すばやく火の始末を**
揺れがおさまったら、ガスの元栓を閉め、コンセントを抜き、火が出ていたら初期消火をしましょう。
- ③ **戸を開けて脱出口を確保**
戸を閉めたままだと、建物がゆがんで出入口が開かなくなることがあります。玄関などの戸を開けて出口を確保しましょう。

自主避難所

- ・ 台風の接近等により被害の恐れが予想される場合に、避難情報を発令する前の段階で避難を希望する方のために、文化会館・西地域防災コミュニティセンター・生涯学習センター・神島田公民館を開設します。
- ・ 自主的に避難する場合は、食料・飲料水・防寒具・マスク等を各自で持参してください。

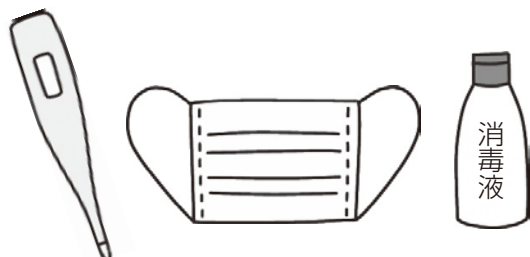
避難所

- 避難所は8小学校を先行して開設します。
- ※ 避難所・避難場所一覧、非常持ち出し品チェックリスト、家具転倒防止の方法など、市ホームページ(安心・安全→防災)をご覧ください。

サイレン吹鳴のお知らせ

市では、防災の日に、防災訓練の一つとして県が行う「あいちシェイクアウト訓練」に連携して、サイレン吹鳴を次のとおり実施します。

日時 9月1日(火) 正午
吹鳴場所 市消防本部
市消防団(各分団車庫)
吹鳴方法 サイレン(1回)45秒



市民のみなさんも、非常食・飲料水・常備薬等の通常の備蓄品に加え、マスク・体温計・消毒液等の非常持ち出し品の準備をしましょう。

避難所は、普段より3密(密閉・密集・密接)の状態になりやすく、新型コロナウイルス等の感染症に感染するリスクが高まります。

市では、今後発生が予想される台風等の風水害により開設した避難所内での感染症の感染拡大を防止するため、マスク・体温計(非接触型)・消毒液の設置、スペースの確保など、可能な限りの避難所運営対策を行います。

避難所へ避難する際は、マスクの着用・手洗い・咳エチケットの徹底等をお願いします。また、避難所の過密状態を防ぐため、分散避難(親せきや友人の家等の安全な場所での在宅避難や広域避難等)を事前準備として考えてください。

災害時の避難所における
新型コロナウイルス等
感染拡大を防止するために

農業用屋外貯蔵タンクの届け出をしてください

問合 消防本部予防課危険物G ☎23-0419

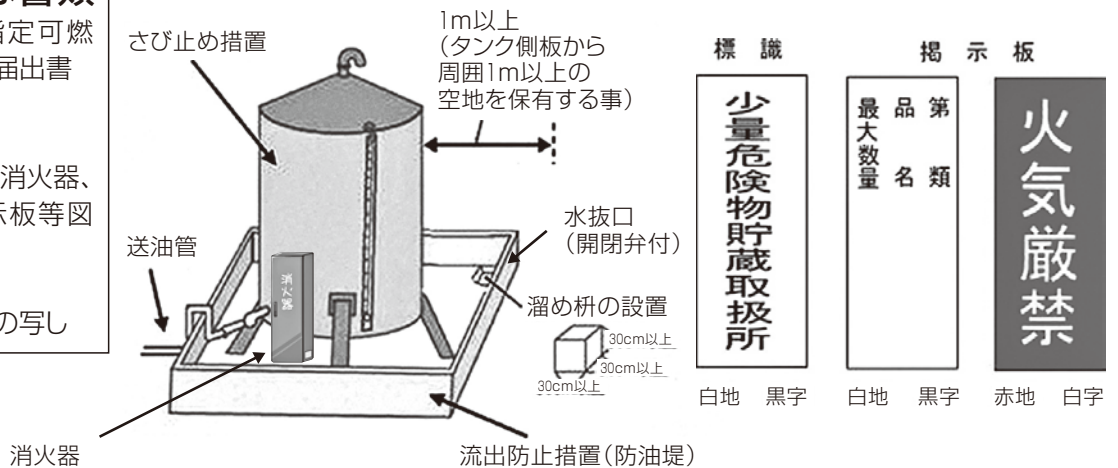
農業用ビニールハウス等に使用する屋外貯蔵タンクは、灯油、軽油および重油の貯蔵量や取扱量によって消防法や津島市火災予防条例で規制されています。

	津島市火災予防条例の規定により消防署への届出が必要(変更や廃止する場合も同様)	消防法の規定により津島市長の許可が必要(変更する場合も同様)
灯油・軽油	200リットル以上、1,000リットル未満	1,000リットル以上
重油	400リットル以上、2,000リットル未満	2,000リットル以上

届出に必要な書類

- ①少量危険物(指定可燃物)貯蔵・取扱い届出書
- ②構造設備明細書
- ③付近見取図
- ④配置図(防油堤、消火器、標識および掲示板等図示)
- ⑤タンク図面
- ⑥タンク検査済証の写し

屋外タンクを設置するにあたり、次のような措置を講じなければなりません



下水道工事のお知らせ

愛宕町地内において下水管新設工事を実施します。また一部の箇所において、上水道の移設工事も同時に実施します。

工事期間中は事故防止を図るため、道路の車両通行止め等の交通規制を行います。なお、規制期間については、現地案内看板等でお知らせします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事箇所 右図のとおり
 工事期間 令和3年2月末まで
 問合 工務課工務G ☎55-9748

